

共同事業活性化支援事業のご案内

中央会では、会員組合を対象に令和7年度共同事業活性化支援事業の実施組合を募集します。

会員組合が実施する組合員企業への経営及び技術の改善向上、知識の普及を図るための教育・情報提供事業は、組合の共同事業として意義・重要性の高い取組です。

そこで、会員組合が単独又は共同で実施する教育情報提供事業である勉強会を複数回開催し、共同事業の活性化を図るための取組に対して支援を行います。

1. 事業内容

業界・組合において取り組むべき課題（SNSを活用した情報発信、収益力向上、人材確保、働き方改革、災害時への対応、新技術導入による生産性向上等）を絞り込み、勉強会開催を通じて組合の共同事業活性化を図るための取組に対して支援します。

【具体的な取組例】

①写真館業界では、組合員の写真撮影技術の向上を図るとともに、近年、撮影業務に付随して顧客から依頼が増えつつある動画撮影・編集技術を習得するための勉強会を開催したい。

⇒他府県で活躍する写真館より撮影技術だけでなく、顧客との関係づくりなど経営面でのノウハウも習得することができた。また、一眼レフを使った動画撮影・編集を実践し、今後の事業拡大のきっかけにすることができた。

②組合員である美容院のスタッフ育成と組合PB商品の販売力を強化するため、髪やシャンプーへの基礎知識を習得するとともに、PB商品の配合成分や効果等を学ぶための勉強会を開催したい。

⇒毛髪の汚れの性質ごとにシャンプーでの洗い方を変える方法や毛髪のダメージの見極め方などを学び、スタッフの技術力向上に役立てることができた。
また、PB商品への理解を深めることで、営業力強化にもつながっている。

2. 補助対象者

中央会会員組合

3. 補助対象組合等の要件

- ①事業及び組織運営が適切に行われていること。
- ②実施年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を受けていないこと。

4. 補助金額、募集組合数及び補助対象経費

(1) 補助金額

事業費 255,000 円（内 212,500 円補助、42,500 円組合負担）

(2) 募集組合数 2 組合（同じテーマで複数組合の共同開催も可）

(3) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

謝金、旅費、会場借料、借損料、印刷費、通信運搬費

5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、課題把握の的確性、事業実施の必要性、事業計画の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について総合評価のうえ補助対象組合を決定します。

※本事業では、事業の実施にあたり計画した指標項目(成果内容)が、成果が期待できる内容であるか、また達成に向けた取組が考慮されているかも評価対象になります。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和8年3月15日まで

7. 補助対象組合等の義務

本事業を実施される組合においては、以下の事項を遵守していただきます。

- ・本事業を実施される組合においては、令和9年4月15日までに、本事業の実施の結果に基づく成果の状況について調査し、本会に報告する必要があります。

なお、対象期間は、4月～3月までの1年間であり、組合の会計年度ではありません。

8. 申込・受付期間

令和7年6月19日（木）～令和7年7月4日（金）まで受付。

申込を希望される組合は、応募書類を送付致しますので、下記までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

《問い合わせ先》

奈良県中小企業団体中央会 業務課、または組合担当指導員

電話 0742-41-3200 FAX 0742-41-0125